

職業紹介事業者間の業務提携における

求人・求職情報の提供に関する同意確認についての説明

業務提携に際して、求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に業務提携の内容として、提供先の職業紹介事業者に関する下記の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する場合に限って行うこと、となっております。
※同意されない場合には、業務提携先に求人又は求職の情報は開示致しません。

業務提携先の株式会社メディカル・プリンシプル社に関する情報は次の通りです。

 事業所の名称：株式会社メディカル・プリンシプル社

所在地：(本社) 東京都港区新橋四丁目1番1号 新虎通りCORE

許可番号：13-ユ-040295

職業安定法第32条の13及び則第24条の5に規定する明示事項

取扱職種の範囲等：厚生労働大臣の許可を受け、国内において技術的・専門的職業を取り扱っております。取扱地域は国内全域です。

手数料に関する事項：

【求職者に対して】

求職者からは登録及び職業紹介において、手数料は一切いただいておりません。

【求人者に対して】

求人者からは届出手数料の範囲内で、採用コンサルティング契約書に記載されている手数料をいただいております。

※上記取り決めの無い場合は、当該求職者の年間賃金の50%を上限とする額を申し受けています。

苦情の処理に関する事項：担当支社の職業紹介責任者が責任をもって処理・対応いたします。

個人情報の取扱いに関する事項：個人情報の取扱責任者は担当支社の職業紹介責任者です。
個人情報の取り扱いにおいては、外部等に漏洩することなく適正に管理いたします。

返戻金制度に関する事項：報酬の返還に関しては、採用コンサルティング契約書にて求人者と取り決めを行います。

職業安定法第32条の16及び則第24条の8第3項に規定する事項：

厚生労働省の運営する【人材サービス総合サイト<https://jinzai-sougou.go.jp/>】にて、情報を掲示しています。

以上